市谷議員 要望項目一覧

令和元年度11月補正分

要望項目

左に対する対応方針等

【公立・公的病院の再編統合問題】

① 再編統合案の撤回を

厚労省が、一律の基準で一方的に424の病院を名指し(鳥取県内で は、岩美病院、西伯病院、日南病院、済生会境港総合病院)した公立・ 公的病院の再編統合案は、いまだ撤回されていない。それどころか、1 0月28日の経済財政諮問会議では、引き続き来年9月末までの再編統 合案にそった再検証を求め、更には民間医療機関のデータ公表、重点支 援区域の設定、ダウンサイジングする際の財政支援など、病院の再編統 合を強行しようとしている。名指しされた県内医療機関からは、「一方 的に言われるのは地方の否定につながりかねない」、「地域医療は急性 期から在宅まで一環したものであって、急性期を切り離して評価するの はおかしい」、「これまで取り組んできた地域包括ケアが評価されてい ない」、「公的病院は不採算医療も担っている。地域でそれを支えること が必要」、「地域から病院がなくなったら住民が病院に行けなくなる」 と、いずれの病院も今回の再編統合案への憤りが語られ、スケジュール 通りの再検証にも否定的であった。また10月30日に実施された中国 四国ブロック説明会では、古い29年度の病床機能報告書の一部だけを 活用してデータを出しているため、すでに廃止された病院まで再編統合 **案に入っていることが明らかになり、データの信憑性も問われる事態と** なっている。しかし、厚労省は、今回の名指しされた公立病院だけでな く、その他の公立病院や民間病院もデータを出し、全ての病院が再編統 合の対象になるように発言している。これ以上、上からの病院の再編統 合を進めさせてはならない。再編統合案と再検証スケジュールの撤回を 求める事。

厚生労働省による突然の病院名公表により、当該病院や地域住民に大きな不安が生じることから、国と地方の協議の場を申し入れ、地域の実情を踏まえない機械的算出や一方的な公表といった進め方に強く反対したところである。

厚生労働省に対してはこのような場を通じ、地域の実情を踏まえた地域医療構想が実現されるよう、強く申し入れていく。

②公立病院維持のために

療養病床をもつ公的病院からは、療養病床の廃止・転換が迫られているが、介護保険の介護医療院では報酬が少なく、介護職員の確保が困難であること。また医療機関であることで得られた不採算医療の交付税措置がなくなり病院経営ができなくなるなど、苦難の声が出ている。療養病床の廃止・転換が行われたとしても、従来の不採算医療地域への交付税措置を継続するよう求めること。

現行の交付税制度では、療養病床から転換した介護医療院については交付税措置されておらず、結果として病院経営に大きな影響が生じる可能性があるため、本年8月に、 国に対して当該交付税措置の創設について要望した。

安定的な経営に向けた支援の充実のため、今後の国の動向等も踏まえながら必要に応じて国に要望する。

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
③公立病院の機材導入支援 公立病院が行う施設等の整備に対する借入金の償還支払い利息に対 し県が補助を行っている(自治体病院補助事業)が、1/2の補助率を 引き上げ、支援を強化すること。	
④病院の消費税 病院の消費税は、診療報酬には反映されず、収入には消費税が反映されていないにもかかわらず、機材等の購入と、それの確定申告の際に2重に消費税がとられる仕組みであり、消費税だけでも莫大な負担となっている。病院の消費税負担をゼロにするよう求めること。	診療報酬や薬価等には、医療機関等が仕入れ時に負担する消費税が反映されているが、本県では、消費税の負担が県内の医療機関等の経営を圧迫している実情を踏まえ、国・地方の社会保障財源への影響も考慮し、抜本的解決を図るよう、平成 28~30 年度に国へ要望を行ってきた。 令和元年10月1日からの消費税の引上げに伴って、診療報酬の一部が引き上げられたところだが、医療機関における仕入税額の負担に対する診療報酬での補てん状況を継続的に調査し、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を考慮した上で、必要な対策を講じるよう、継続して要望を行う。
⑤「医師確保計画」について 国は、各県に来年4月に施行する「医師確保計画」の策定を求めている。医師の偏在是正をするとのことであるが、国が示す目標医師数では、鳥取県全体で1699人が1303人に、東部圏域では524人が394.2人に、中部圏域では211人が171.3人に、西部圏域では964人が430.9人に減少させられる。県内の医師充足率は全県83.2%、東部圏域79.7%、中部圏域71.8%、西部圏域83.7%と、必要医師数を満たしていない。当直後も通常勤務を強いられている医師の働き方の改善や、人口が少なく非効率であっても地域医療を守る医師の役割への評価をしないで、人口基準だけで医師の偏在是正の計画を立てれば、医師不足で、地域医療が担えなくなる。国の指導にそった目標医師数を設定するのではなく、関係医療機関が必要とする医師数の目標値とすること。また必要医師数が確保できるよう、医師養成を増やすよう国に求めること。	県内の医師数について、地域枠等の養成を含め、地域の実情に応じた効果的・具体的な医師確保対策ができるよう引き続き国に要望していく。
【災害対策・被災者支援】	台風19号等による激甚な災害の要因をしっかり検証し、直轄河川整備計画の見直し
①河川整備計画の改善	に反映するよう国に要望するとともに、県管理河川についても国の動向を見ながら必要

超えた豪雨を反映した河川整備計画へと、国及び県ともに見直しをはか

ること。

左に対する対応方針等

②ダム管理と事前放水

現在鳥取県内には、県河川課管理ダム5か所、県治山砂防課管理ダム1か所、県企業局管理ダム3か所、国交省管理ダム2か所、農水省管理ダム4か所があるが、今日的で、これまでの想定を超えた豪雨を反映した、ダム管理や事前放水の在り方を再検討すること。合わせて、事前放水をする際の住民への連絡や避難の在り方も再検討すること。

現在、「平成30年7月豪雨を教訓とした安全・避難対策のあり方研究会」での議論を踏まえ、事前放流の本格運用や避難体制整備等のダム放流に係る安全避難対策を進めている。

(県管理ダムの避難対策)

- ・佐治川ダム (H31.3) 及び賀祥ダム (R1.6) で事前放流に係る覚書締結。
- ・県管理5ダムでダム下流浸水想定図作成に着手。
- ・ダム下流住民に対する説明会 (ダム機能や放流操作) や避難訓練等を実施。

今後は、利水ダムなど他のダム管理者ともこれらの取組に係る情報を共有し、安全避難対策を展開していく。

② 要配慮者利用施設の避難計画

改正水防法で「要配慮者利用施設」の避難計画作成が義務付けられたが、鳥取県内では対象339施設のうち174施設しか、避難計画が作成されていない。作成率99%の宇都宮市では、危機管理部局と福祉部局が連携して説明会を開催し、計画のひな型も用意しているとのことである。また現在、計画作成にあたる市町村職員が減少している。県が計画作成に当たって、人的・財政的支援をすること。

水防法の改正を受けて平成29年度、30年度に関係部局が連携して事業者向けの説明会を開催し、制度周知やひな形配布等を行っており、現在は市町村が説明会を開催する際に人的支援を行う等、市町村からの求めに応じて後方支援を行うこととしている。

また、本年発生した台風19号の課題等を踏まえて、防災避難対策検討会を設置して、 市町村や有識者とともに避難対策等の具体の検討を進めることとしており、要配慮者利 用施設の避難対策についてもテーマとする予定である。

なお、要配慮者利用施設の避難計画は、市町村が地域防災計画に要配慮者利用施設として記載したものについて、その管理者に作成義務があるため、市町村にも避難計画策定への指導・助言を県と連携して行うよう求めていく。

④ハザードマップ作成と避難計画・避難所のあり方

県内ではハザードマップ作成率は100%とのことであるが、今日的な想定を超えた豪雨に対応したものへと改善すること。実際に住民が、どのように、どこに避難するのかは、住民任せになっている市町村が多い。洪水時の避難場所が定まっていない地域や自治体も多い。具体的な避難計画の作成や、大量に発生する避難者の避難所確保、早期集団避難のための交通手段確保などに対し、県が支援すること。避難所については、洋式トイレ、テレビ・通信手段、冷暖房、段ボールベット、家族テントなど、避難生活がより快適にすごせる状態となるよう県が支援すること。また内閣府の「避難所運営ガイドライン」を改めて市町村に徹底し、鳥取県版も改善すること。

本年発生した台風19号の課題等を踏まえて、防災避難対策検討会を設置して、市町村や有識者とともに避難対策等の具体の検討を進めることとしており、より実効性のある避難対策の促進や避難所環境の整備等についても検討し、必要な対策を実施していく。

併せて、当該検討会では避難所運営の経験が豊富なNPO団体も参加するので、より 現実に即した避難所運営のあり方について助言をいただきながら、必要に応じて「鳥取 県避難所運営マニュアル作成指針」の見直しを行う。

要望項目	左に対する対応方針等
⑤被災者生活(住宅)再建支援制度の充実 国及び県の被災者生活(住宅)再建支援制度の対象を、一部損壊(床下浸水)、床上1メートル未満(半壊)にも広げ、発動要件を緩和して被災住宅1件からでも制度が発動できるようにすること。支援額は、最高300万円をせめて500万円まで引き上げること。	被災者住宅再建支援制度(県制度)では制度創設以来、床上1m未満の床上浸水については半壊被害として支援対象としている。なお、床下浸水については、床下の泥の除去、消毒が主で、住宅の補修が必要となるものではないことから、支援対象外としている。 県制度は県と市町村の共同事業で基金を積み立てており、県と市町村との協議により支援額、支援対象及び発動要件を決定しており、現行制度に対して市町村からは新たな見直しの要望は出ていない。 また、国の被災者生活再建支援制度については、支援対象を半壊、一部損壊まで拡大するようこれまで国に要望している。支援内容の見直しについては、被災者の実相に沿う形が望ましいが、国と地方の共同で積み立てた基金を活用した事業であることから、国及び各都道府県のコンセンサスが必要である。
⑥被災判定について 被災者生活(住宅)再建支援制度にかかる、判定作業は、二次調査も あることを住民に周知し、損壊率は一次、二次のいずれか高い方が選択 でき、支援金が多く出るようにすること。	損害割合に一次調査と二次調査のいずれの結果を採用するかは、り災証明を発行する 市町村が判断されるべきものである。 なお、中部地震の際には、県としては詳細な調査手法である二次調査が実施された場合は、二次調査の結果を採用することが適当との方針を示したところである。
⑦被災中小業者・農業者支援 被災中小業者や農家(農作物被害、農機具被害)に対して、被災1件 から支援が発動できる制度を、国及び県で構築すること。農業収入減少 の際の保証制度である、収入保険制度、共済制度、ならし対策などの掛 金補填、保証率の引き上げを国に求め、県としても独自支援を検討する こと。	災害発生時には、速やかに中小企業者の被害状況等を調査し、資金繰りが困難となることが懸念される場合は、そうした事態を想定した低利融資の発動等、早めの対応をとっている。 収入保険、農業共済制度は、被災1件から対応できるセーフティネットであり、国は既に農業者が支払う保険料や共済掛金等の一定割合を補助しているため、掛金補填や保証率の引き上げを国に求めることは考えていない。よって、県の独自支援も検討しない。その上で、農家に対して、制度を十分に理解いただくよう、県内農業団体と一緒になって加入促進に努めていく。
®災害ケースマネジメントの教訓を生かす 災害ケースマネジメントが被災者の生活再建に一定の役割を果たし、 中部地震から1年を超えてブルーシートがかかっていた住宅が、昨年1 0月末268件、今年9月末には200件に減少している。この災害ケ	屋根修繕促進支援事業補助金は、生活保護受給世帯を支援するための制度であり、被 災者住宅再建支援制度とは異なる枠組みの制度である。

ースマネジメントでは、通常の一部損壊住宅支援30万円を超えて、5 8. 4万円の屋根修繕促進支援事業補助金が出て、生活困窮者の住宅再 建に大きな役割を果たしており、この支援額であれば、生活困窮者であ っても、もっと早くに住宅再建ができることを示している。県一部損壊 支援金を30万円から58.4万円(災害救助法の応急修理相当額)程

度まで、引き上げること。

要望項目	左に対する対応方針等
【日米貿易協定・デジタル貿易協定】 ① 日米貿易協定と影響試算 日米貿易協定の農林水産物生産額に対する影響額が、600億円~1100億円、TPP11との合計では1200億円~2000億円と政府が暫定試算し、当初の政府の説明とは違い農業生産額が減少することが明らかになった。同時に試算は、具体的な根拠が明らかになってない。しかも対策をとれば影響はないというが、対策も打ち出されていない。これでは内容の是非の判断もできる状態でない。農業生産額が減少し、加えてこのようないい加減な状態で、日米貿易協定を承認しないよう求めること。また県としても影響試算をすること。	日米貿易協定の承認案は国会で慎重に審議すべきものであることから、承認しないことを求めることは考えていない。また、県内の影響試算については、政府が公表した国の暫定版の影響試算や国による説明会を受けて、国の計算方法等詳細を把握した上で、影響額を試算したいと考えている。
② 日米FTAについて 当初から政府は日米貿易物品協定(TAG)であり、日米自由貿易協定(FTA)ではないとしてきたが、日米共同声明では「サービス貿易や投資に関わる障壁、その他の課題について交渉を開始する」と明記され、今回デジタル貿易協定も提起され、今後サービスなども交渉する予定であり、事実上の日米FTAである。国民に内容も知らせず、嘘をついて、経済主権を売り渡す、日米FTAは承認しないよう求めること。	現在、国会で審議中である日米貿易協定が発効された場合、政府の見解では、協定発効後4か月以内に今後の交渉分野を話し合うこととなっており、現時点ではサービス貿易などの分野で交渉が開始されるかは未定であるとのことから、引き続き日米の貿易交渉に注視していきたい。 また、日米デジタル貿易協定の締結は、越境EC等電子商取引の課税の不賦課など自由なデータの流通を促進していくためのルールを定めるもので有意義なものと考える。
③国への要望活動について 9月議会で、日米貿易協定の影響試算や、農業対策等について、関係 団体と協議し、今後要望活動なども考えるとの答弁があったが、どのよ うに対応したのか、回答すること。	10月8日、県内農業団体との意見交換会を開催し、協定内容等の情報共有や今後の対応等について意見交換を行い、今後も国の動向等を注視しながら、国への要望活動も含めた対応策を農業団体と一緒に検討していくことを確認した。その上で、11月6日、日米貿易協定等を踏まえた農林水産業対策の強化について国に要望したところである。
④所得保障について コメ戸別所得補償制度の復活や、ナラシ対策、収入保険制度、共済制度など、所得補償制度について、掛け金支援や、保証率の拡大を、国・県で行うこと。	令和2年度に向けて、国による「食料・農業・農村基本計画」の見直しが予定されていることから、国の動向を注視することとし、「コメ戸別所得補償制度」の復活要望は考えていない。 また、経営内容、考え方に応じて、農業者は自らが加入するセーフティーネット制度を選択している。国は既に農業者が支払う保険料や共済掛金等の一定割合を補助しており、掛金補填や保証率の引き上げを国に求めることは考えていない。よって、県の独自

支援も検討しない。

	1.) 1.1) - ve 1.1 who 1. A1 febr
要望項目 【教育の機会均等】 ①大学入試への民間英語検定導入について 来年度の大学入試から、民間英語検定の活用が導入される予定であるが、「身の丈にあわせて検定を受けたらよい」との萩生田文科大臣の発言は、教育の機会均等を保障すべき文科大臣として許されない発言であり、罷免を求めること。また民間英語検定はお金もかかり、他県で検定試験を受けなければならず、地方の受験生にとって非常に負担となり、入試に経済や地域格差を持ち込むものであり、実施延期あるいは中止を求めること。	左に対する対応方針等 11月1日に文部科学省が大学入学共通テストに導入する英語4技能民間試験の来年度からの実施延期について発表した。文部科学省が改めて制度設計を検討するにあたり、可能な限り公平性を担保し、受験生の様々な不安が払拭された上で試験が実施できるよう、今後も国の動向を引き続き注視しつつ、詳細情報の入手に努め、学校を通じて生徒や保護者へ必要な情報を提供し、生徒等の不安の解消に努める。
②高等教育の無償化制度について 安倍政権の「高等教育無償化」制度は、すべての学生が対象ではなく、 その上新制度と引き換えに、これまで国立大学で行われてきた「授業料 減免制度」の財源である国交付金が廃止されようとしている。その結果、 鳥取大学では、これまで授業料減免の対象だった学部生615名のうち 206名、院生176名、外国人留学生52名が、支援対象外となり、 学び続けることが困難になることが予想される。従来の授業料減免制度 継続のための財政措置をとるよう、国、鳥取大学に求める事。県独自の 支援制度がとれないか検討すること。	修学支援新制度(高等教育無償化制度)は、特に修学の支援を優先すべき非課税世帯及び準ずる世帯について、授業料・入学金の全免(減免)だけでなく、給付型奨学金の支援が行われ、これまで学校独自で減免制度を設けていなかった私立専門学校も対象となり、支援対象者の範囲を大きく広げている。 文部科学省は、国立大学を含め、修学支援新制度に加え、大学等が独自に実施する授業料等減免により上乗せ支援することは妨げないとの説明を行っていることから、国へ対して従来の授業料減免制度継続のための財政措置を求めることは考えていない。なお、現在のところ、鳥取大学において、現行の入学料免除・授業料免除制度がどのように取り扱われるかは決定していないが、適切に対応いただけるものと考えている。
③ 私立高校の授業料無償化 来年度から私立高校授業料の無償化(年収590万未満の人)が始まるが、対象から外れる学生に対し県として支援すること。また私学の場合、授業料以外に施設整備費などの負担も重い。県の施設整備費支援は、その費用が月額1万円を超えないと支援対象にならないが、実質無料になるよう支援をすること。	私立高等学校に在籍する学生の授業料及び施設設備費等の負担軽減については、国の制度改正の動向を注視していく。

要望項目	左に対する対応方針等
④県独自の給付制奨学金制度の創設 鳥取県の大学等進学率43.3%は前年より下がり、全国(54.7%) との差は広がるばかりである。その原因を明らかにすること。県内には 大学が少なく、県外進学となるとお金の負担が重いことが原因と考えら れる。鳥取県独自の給付制奨学金制度を創設すること。また未来人材育 成基金での奨学金返済補助の対象を拡大すること。	大学進学率については、平成5年以降、本県と全国との差が開き始め、この10年近くは10%前後の差となっている。その原因はさまざま考えられるが、主な要因としては、県内の上級学校の数や分野の少なさがあげられる。経済的に困難な家庭で、上級学校への進学を希望する生徒にとって県内に希望する進学先がない場合、県外に出てまでの進学を容易に選択できない現状にある。また、県内に上級学校が少ないことで、進学という選択肢を高校卒業後のイメージとして、日常的に持ちにくい環境にいるということも考えられる。 進学時の経済的負担については、大学生等に対して、国において給付型奨学金制度の拡充や授業料減免制度が創設されるとともに、本県では地元企業に就職した学生が借りた奨学金の返済を減免する「鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度」を設けて制度の拡充等を図ってきているところであるため、現時点で給付型の奨学金制度を設けることは考えていない。 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金については、助成対象業種の業界からの寄附をいただき実施している制度であることから、業界から対象拡大の要望があれば、検討する。
【教員の働き方の改善】 ①教員の変形労働時間制導入について 安倍政権が、「1年単位の変形労働時間制」導入法案を臨時国会に提出している。平日の「繁忙期」に最大10時間までの勤務時間を容認し、 閑散期に勤務時間を少なくし、一日平均8時間にするというものであるが、平日の長時間労働を容認し、体を壊す教員を増やすことになる。また閑散期とされている夏休みも、現状は研修や業務があり、休むことができない。「変形労働時間制」導入に反対し、県は導入のための条例設定はしないこと。	国における議論を踏まえ、市町村教育委員会と連携して、適切に対応していく。

左に対する対応方針等

③ 教員の時間外勤務と教員増について

県教委は、文科省の公立学校教員勤務時間上限ガイドラインと同様 に、教員の勤務外業務の上限を、月45時間、年360時間とし、特別 な事情がある場合は、月100時間、年720時間を上限とし、45時 間を超える月は年6か月以内にする方針案を示した。特別な事情とは言 え、100時間勤務は過労死ラインであり、方針からは削除すること。 また、どのように勤務外業務の時間上限を守らせるのか手立てを明らか にすること。本来は、時間管理とともに、残業代を支給することが、残 業規制の手立てとなるはずであるが、それがない。公立教員給与には 4%の増額調整があるとされているが、制度ができた当時は平均残業時 間は週1時間14分であるが、現在はその10倍の残業実態であり、残 業に見合ったものになっていない。同じ県の公務員であり、知事部局同 様に、県独自に残業代を出すようにすること。また「変形労働制」と残 業時間上限がセットになると一日の勤務時間は超長時間労働となるた め、セット導入はしないこと。また1週間の授業持ち時間が、標準法に 見合ったもの(一日4時間、小学校週20時間、中学校週18時間)と なるよう、教員定数を増やすこと。

教員の勤務時間の上限については、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめ や学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒に深刻な影響が生じている場合な ど、教職員自ら時間外勤務時間の縮減を図ることができる状況ではない突発的な事態に 服務監督者による把握、指導のもと対応するため、本県としても特例的な扱いとして、 国に準じて方針に位置付ける方向で検討している。

時間外業務時間数の削減に向けては、「鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」を 策定し、時間外業務が月80時間を超える教職員の解消と一人当たり時間外業務時間数を 3年間で25%削減することを目標として、カイゼンの取組や、行事・業務の削減、部活 動ガイドラインに則った活動の推進を通じて時間外業務時間数を削減する取組を推進し ているところである。

教職調整額は、法律に基づき全国一律に適用されている制度であり、県独自の対応は 困難である。

なお、「一年単位の変形労働時間制」については、今国会に提出された給特法改正案において、令和3年4月からの適用とされており、国会の議論を踏まえて適切に対応していく。

教員の定数については、国の標準法定数を基に適正な配置に努めているが、さらに国は、加配定数の基礎定数化を進めており、県としてもその趣旨に沿った職員配置を進めている。教職員の負担軽減の観点から、1人あたりの授業時間数がより減らせるよう教員数定数の増員について、引き続き国に要望していく。

③中学校教員の授業時間数について

中学校の教員で、標準授業時間数の週18時間を超えて授業をしている教員が県内51.8%(小中一貫校を除く)もある。これでは勤務時間内に授業の準備時間を確保することが困難である。受け持つ授業が標準時間となるようにすること。またそれに見合った教員増をはかること。

本県では、中学校の週あたりの授業時間の目安として、週18時間を示しており、 平成30年度における教員平均週授業時間は週17.8時間となっている。(文部科学省が行った平成28年度調査では、全国平均は週17.9時間)

教職員の負担軽減の観点から、1人あたりの授業時間数がより減らせるよう教員数定数の増員について、引き続き国に要望していく。

④特別支援学級について

○県教委の報告では、中学校の特別支援学級の担任で、免許教科外の授業を行っているのは、1名となっているが、ティームティーチング(以下TT)の補助で免許教科外の授業を受け持っている場合があるが、カウントされていない。TTの補助であれば免許がなくてもよいとされているため、カウントしていないのかもしれないが、免許教科外の授業をどれだけの教員が受け持っているのかを正確に把握するためにも、きちんとカウントすべきである。

中学校の教員配置は、通常学級・特別支援学級も含めた学級数をもとに、必要な教科 担当の教員数の配置を行っており、基本的には特別支援学級も該当免許保有者による教 科担当での指導ができる体制をとっている。

また、中学校の特別支援学級の場合、生徒への支援の充実を図り教育効果を上げることをねらいとして、学級担任に対して保有免許教科以外の授業に補助教員(T2)の立場で入ることもあり、この時間数を当該教員の授業時間に含めている。ただし、この場合の教科指導は、適正な教員免許保有者による計画と指導をもとに授業実施されており、教員免許制度における無免許担任許可が必要ではない。

○特別支援学級の担任は、全担当授業時間数の半分以上の時間、担当している特別支援学級で授業を行わなければならないとされ、ティームティーチング(以下TT)で参加する時数は個別指導計画に位置付けられた場合には特別支援学級担任としての指導時数に含めてもよいとなっている。その結果、特別支援学級の担任は、TTで自分の免許教科外の授業を受け持ちながら、自分の免許教科の授業も受け持つこととなり、県内の標準時間数週18時間を超える中学校教員の内、特別支援学級の担任の占める割合は16.2%(小中一貫校を除く)と高くなっている。免許の有無にかかわらず、その授業を担当するためには授業準備も必要となるが、多くの授業をもっていては時間内での準備もままならない状態である。特別支援学級の担任が、ゆとりをもって、特別支援学級の生徒の教育に当たれるようにすること。

左に対する対応方針等

本県では、特別支援学級担任が当該学級生徒の指導にかかる授業時間数について、交流及び共同学習、補助教員(T2)として関わる他教科の時間も含め原則週10時間以上としている。これは、それぞれの教科等において学級担任が関わることで、生徒の特性に応じた必要な合理的配慮を行おうとするものである。

一方、特別支援学級担任を含めたすべての教員について、負担軽減の観点から1人あたりの時間数を減らしていくことは必要だと考えており、教職員定数の増員について、引き続き国に要望していく。

【国民健康保険制度】

①国保料について

政府は来年度の国保料を、介護保険料と併せて96万から最大4万円の引き上げ(1000万円以上の加入者中心に、中所得層の保険料の伸びを抑制する)を提案している。その上、本来保険料軽減に使える前期高齢者交付金精算金を基金に積みますよう求めたり、一般会計繰り入れ解消計画の策定が進まない自治体に対し保険者努力支援金の減額、保険料上昇の激変緩和の財源である県特別調整交付金の減額など、保険料が上がるしくみがいくつも提案されている。一方で、全国知事会が求めた1兆円の公費負担は3400億円にとどまったままである。国に対し保険料があがるような仕組みの導入は中止するよう求めること。保険料が軽減できるよう国の抜本的な財政支援強化を求めること。また保険料があがらないよう県独自の財政措置をとること。特別医療費助成に対する国減額措置の半分は県が負担すること。

令和2年度からの賦課限度額の引き上げ等は、国において、国保制度が将来にわたって持続可能な制度となるよう考えているものと認識しており、国に対する中止を求めることは考えていない。

また、国の国保財政への支援の拡充については、これまでも機会あるごとに国に要望しており、今後も引き続き要望を行う。

保険料軽減のための県独自の財政措置については、県としては、既に応分の財政負担をしており、新たな財政負担は考えていない。

なお、特別医療費助成に対する国庫負担金の減額調整措置については、引き続き機会があるごとに国へ全廃を要望していくこととしているが、国が廃止しない場合、引き続き、対応について市町村と協議していく。

②国保料滞納に対する差し押さえ

国保料滞納に対する差し押さえが、県内961世帯に対し行われている。鳥取県では、預金化された差し押さえ禁止財産の児童手当を差し押さえ、裁判で県が敗訴した。こうした事例が各地でおきており、県内での国保料滞納に対する差し押さえがどのようにおこなわれているのか、調査し、違法な差し押さえは、「県滞納マニュアル」にそって改善をはかるよう市町村に求めること。

滞納処分の手続きは、国保財政の安定的な確保と負担の公平性確保の観点から必要なものであり、各市町村が法令の規定に従って、自らの責任で行うものと認識している。 県として調査、指導することは考えていない。

③短期保険証・資格証明書の発行について

国保料滞納のペナルティとして、短期保険証や資格証明書が発行されているが、「特別な事情」がある場合は、発行しなくてもよい。横浜市では、特別な事業が確認できない場合は、正規の保険証を発行するようにしている。医療保険証は、命に直結するものであり、安心して病院にかかれるよう、横浜市のように正規保険証を発行するようにすること。また市町村において、「特別な事情」が確認されているのかどうか、調査すること。

資格証や短期保険証の交付等は、適切に保険料(税)を納めている者との公平性の観点から設けられている制度であり、市町村において、被保険者の個別相談や聞き取り調査によって、特別の事情の有無などを把握しながら適切に対応されているものと認識しており、県として調査することは考えていない。

左に対する対応方針等

【保育制度について】

①保育料無償化について

これまで県は、国より早く独自に、第3子、第2子(所得制限あり)、中山間地域の保育料無償化制度に取り組んできた。国がこの度3歳以上児について無償化に踏み出したことで、来年度からは、県の無償化にあててきた経費が浮くことが予想される。0~2歳児の無償化や給食食材費支援など、この度無償化の対象外となったところを支援すること。また、9月議会で、10月からの国無償化実施で、従来より負担が増える人はないとの答弁をしているが、実際には負担が増えた保護者もある。県として実態調査を行い、公表すること。

②認可外保育施設への保育料無償化支援について

国は5年後に指導監督基準を満たすこと条件に、認可外保育施設も無償化の対象にしているが、それは、5年間は指導監督基準を満たさなくてもよいということである。県内で公表されている認可外保育施設の平成30年度の行政指導監査では、「本来複数人員配置すべきところを保育士1人で4人を保育している。まるたんぼうハウスが土砂災害区域内にあるにも関わらず避難計画がない」(智頭町森のようちえん・まるたんぼう)、「早朝の児童受け入れで有資格者が不在の時間帯があった」(ズー・フォニックス・アカデミー米子)、「トイレの手が届く位置に漂白剤が置いてあった。保育室に小さなおもちゃが多数あり、誤飲防止の安全管理体制の検討が必要」(南クローバー保育園)など、安全や保育の質確保が懸念される実態がある。保育料無償化は保護者にとっては負担軽減となりよいことであるが、こうした指導監督基準を満たしていない保育施設も無償化の対象にして、行政がお墨付きをあたえ、子どもの入園を促進することは、危険である。指導監督基準を満たすことを無償化や保育料支援の条件とする県条例を作成すること。

幼児教育・保育無償化の対象外となる3歳未満児については、保育料無償化等子育て 支援事業及び中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業により、引き続き対象児童の 無償化を図ることとしている。

給食食材料費については、保護者が負担すべき額を決定する権限を持つ市町村が助成の判断をされるべきものであり、県として取り組むべき子育て支援策を検討する中で市町村の意見を聞くこととしている。なお、各市町村が独自の子育て支援策として取り組まれ、経済的負担増となる世帯は出ない見込みであるため、実態調査は行わない。

昨年度の全国市長会からの要請を受けて、子ども・子育て支援法上、認可外保育施設については、市町村が条例により基準を定めることによって幼児教育・保育無償化の対象となる施設を当該基準を満たすものに限定することができることとされている。

左に対する対応方針等

③保育士処遇改善について

県は保育士不足から、保育士資格のない人の配置を5年間延長した。 県が取り組んだ保育士実態調査でも、7割の保育士が仕事のわりに給料 が安いとしており、県独自に保育士の給料補填や4・5歳児の保育士配 置基準改善など、保育士の処遇改善に取り組むこと。また国にも処遇改 善(保育所公定価格の引き上げ)を要望すること。

県における保育士の処遇改善については、1歳児加配保育士を中心に正規職員単価で人件費を支援しており、雇用の安定による処遇改善を図るよう引き続き制度の活用により処遇改善を図るよう働きかけていく。

国に対してはこれまでも更なる処遇改善について要望を行ってきており、技能・経験に応じた処遇改善の弾力的な運用など一定の改善が図られている。

なお、4、5歳児加配については、現時点で実施主体である市町村の合意が得られていないことから、実施する予定はない。

【原発問題】

①データ入力値ミスについて

島根原発2号機の新規制基準の審査の重大事故対策の有効性評価において、解析条件に設定ミスがあることに中国電力が気づいた。その後、原子力規制庁から中国電力に対し、同様のミスがないか調査するよう指示があり、調べたところ、2号機のプルサーマル計画の既許可においても、同様にミスがあったことが明らかになった。ミスの原因は、数値入力が担当職員まかせになっており、解析条件を改めて確認していなかったとのことである。今回入力ミスが、危険なプルサーマル計画において発見されたことは重大であり、同様のミスを再稼働にむけた審査の中でも繰り返していることは、危険な原発を扱う会社として、緊張感に欠けており、中国電力がデータ改ざんやミスを繰り返していることからすれば、強く抗議をすべきである。

島根原発2号機の新規制基準適合性審査の解析における入力値の誤りについては、8月28日に中国電力から状況説明を受け、危機管理局長から鳥取支社長兼島根原子力本部副本部長に対して、原因究明と再発防止対策を講じるとともに、緊張感を持って審査に対応するよう口頭注意をしたところである。

中国電力に対しては、引き続き緊張感をもった審査への対応、また、国に対しては、引き続き厳正な審査を求めていく。

②関西電力での原発マネー還流問題への対応

関西電力美浜原発に関連して、美浜町元助役が、関電幹部に金品を渡し、更に元助役が関連工事受注企業から手数料として約3億円を受け取っていたという原発マネー還流疑惑が浮上し、真相が明らかにならないままとなっている。原資は、電源立地地域対策交付金や、原子力安全対策の予算であり、こうした公金が、企業や自治体職員に不正に回っていたことは大問題であり、原発行政への不信感を広げるものである。原発再稼働を推進している政府として、真相解明をするよう求めること。また鳥取県内では、日本原子力研究開発機構の人形峠環境技術センターに係る、電源立地地域対策交付金を活用して、三朝町では、平成21年度から30年度までに14事業で、交付金が5億2018万9千円が活用されている。また、島根原発関連の安全対策等に、平成30年度では2億6千万余が使われており、関西電力・美浜町同様のことがないか、調査をすること。

関西電力役職員による金品受領問題に関しては、9月27日に経済産業省から関西電力に対して、事実関係、原因、他の類似事案の有無について、電気事業法に基づく報告徴収命令を出している。

なお、中国電力からは社内コンプライアンス部門による調査の結果、全役員について 関西電力と同様の問題はなかった旨の報告を受けている。

また、県及び三朝町においては、予算の執行にあたっては一般競争入札により適正な 執行に努めており、関西電力や美浜町と同様の事実はなく、あらためて調査する予定も ない。

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
【美保基地】 ①新型空中給油機配備について 来年末には、美保基地に新型空中給油機KC46Aが初めて配備される予定であり、今年度中に配備について県との協議が行われる予定である。KC46Aは、従来配備されてきたC2輸送機とは違い、輸送機能だけでなく給油機能をもち、しかも米軍機への給油も否定されておらず、安保関連法における、他国の武力攻撃に参加する危険性がある。つまり、自国防衛という自衛隊や自衛隊基地の性格を変えるものであり、配備に反対すること。 ②美保基地部品落下事案について	従前より一貫して美保基地の性格は変えないことを国に要望してきている。空中給油・輸送機KC-46Aの配備については、今後国から協議がなされる予定であることから、あらためて安全面や環境面での検証等を十分に行い、地元や県議会にも相談させていただいた上で判断することとしている。 今回の報告に対して、今後このような事案が発生することのないよう、機体の点検確
平成31年度上半期の航空機部品落下について、C2輸送機のネジ、燃料補給パネル内整備灯のピンの落下が報告されている。再発防止を繰り返し呼びかけながら、C2輸送機の部品落下事故が収まらないのは、重大な問題である。改めて抗議し、C2輸送機を総点検し、再発防止策がとられるまで、飛行・訓練を中止すること。 【精神障害者医療制度】	に対する教育を実施した旨の報告を受けており、飛行・訓練の中止を要請することは考
① 神保健手帳2級まで特別医療費助成の拡大を特別医療費助成の対象を精神保健手帳2級まで拡大すること。精神は他の障害に比べ、医療費助成受給対象者が極端に少なく、手帳保持者に占める助成対象は、身体は手帳1・2級で47%、知的は療育手帳AとBの一部で33%以上、精神は1級のみでわずか13%であり、精神障害者に対する格差・差別解消が必要である。奈良県では、精神障害者の生活実態調査を行い、他の障害に比べ、一日8時間働くことが困難で、3障がいの中で一番所得が低いのに、医療費がたくさんかかることが分かり、精神2級まで医療費助成を拡大している。県内当事者ご家族に聞くと、精神の薬は大変きつく、副作用で、唾液がでなくて虫歯になりやすい。心臓に負担がかかり、高血圧や糖尿病になりやすい。でもお金がなくて、我慢し、病気で死亡する例が多いとのことであった。	祉手帳2級まで支援を拡大することについて全市町村の賛同が得られていない現状では、実施は困難である。
②精神障害者生活実態調査について 奈良県のような精神障害者生活実態調査も行うこと。奈良県の実態調査は、精神保健手帳保持者に郵送アンケートをしてますが、鳥取県は精神に特化した調査はしておらず、他の障害は郵送アンケートなのに、精神だけは病院窓口のアンケートで、回答率は他の障害の半分であり、奈良県のような調査が必要である。	

The con-), \ () 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1
要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
【淀江産廃処分場計画】	当該事業計画については、約2年半、関係住民と鳥取県環境管理事業センターとの間
①淀江産廃計画の白紙撤回を	の相互理解を促進するため廃棄物処理施設設置手続条例の手続きを丁寧に進め、関係 6
住民合意もなく、水源地付近での淀江産廃処分場計画は、白紙撤回す	自治会のうち4自治会は概ね理解が得られた。残り2自治会の中に理解を得られなかっ
ること。	た住民もあることから、センターは、今後の環境保全協定の協議等の機会を通じて、理
	解を求めるための説明を行っていく予定である。また、県は、条例手続での意見も踏ま
	えながら、今後、廃掃法の手続等を行う場合にあっても厳正かつ丁寧に審査を行ってい
	< ○
② データの公表を	環境管理事業センターは、県への申請書提出前に、地元自治会等に対して、調査結果
9月補正予算の測量・設計について、10月末から11月頭に業者と	等の内容を説明される予定と聞いており、県も適宜指導していく。
の業務契約が行われる予定である。その契約内容や、調査・設計内容に	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
ついて、来年夏の環境管理事業センターが認可申請手続きをするまでに	
も、随時、広く県民や県・米子市議会にデータを公表し説明をするよう	
センターに求めること。	
③境保全協定協議について	環境保全協定については、現在、環境管理事業センターが関係6自治会と協定の内容
環境保全協定協議は、協議内容を公表し、広く住民や議会に説明する	について相談を開始されたところである。その状況については、県としても、節目節目
こと。また、意見調整会議では、水利権者への連絡が不徹底であった上	で議会へ報告する。水利権者との協定については、意見調整会議において、センターは
に、環境保全協定協議では、水利権者に対し、関係自治会同様に真摯に	は実に対応すると説明されており、県としても今後のセンターの対応を注視していく。
対応するといっていたが、協議の対象となっていない。水利権者に対す	一般大に対応すると説明されてもり、朱としても子及りにファーの対応を任成していて。
る説明をきちんと行うよう、センターに求めること。	
るがりできらんと行うよう、ピングーに不めること。	
④地下水調査について	地下水調査を仮に実施することになった場合は客観性を担保するためにも、専門家の
新たに行うとされている地下水調査は、米子市水道局顧問の吉谷先生	人選は慎重に行わなければならないと考えている。
の知見を活かすこと。	大選は原量に行わなければならないと考えている。 なお、吉谷先生は現在は米子市水道局の顧問ではありません。
^の	はめ、百分元生は先生は本丁川小旦川の順川(はめりません。
【企業立地補助金】	ジャパンディスプレイについては、本年4月には知事が同社社長に対し事業所の存続
【正来立地補助金】 (1)ジャパンディスプレイ	及び雇用継続を直接要請したほか、その後も定期的に県幹部が同社幹部に対し情報収集
ジャパンティヘノレイ ジャパンディスプレイは企業立地補助金を受け取っており、2027	及の権力権就を直接委員したはが、その後も足別的に原幹部が同社幹部に対し情報収集しと雇用継続を働きかけている。
「ライハンティヘアレイは正素立地補助金を支け取っており、2027 年3月末まで、条例上の事業継続努力義務がある。ジャパンディスプレ	こ雇用極続を働きがりている。 このたび残念ながら 103 名の方が離職されることとなったが、県とジャパンディスプ
イが経営困難となり、希望退職を募ったところ、予定の100名を超え	レイが連携し再就職支援を行っており、例えば県立ハローワークでは製造業を中心とした。
て、103名が希望したとのことである。ジャパンディスプレイの再就	た合同企業説明会を開催するなどの離職者と県内企業との個別マッチングを進めてい
職支援は年内のみであり、その後の再就職支援も、県とジャパンディス	る。引き続きジャパンディスプレイと連携を取り、離職者の県内再就職支援に取り組ん
プレイが責任をもって行うこと。また今後の経営状況によっては、約5	でいく。
00名の離職が起きる危険性があり、県は情報収集と雇用継続の働きか	なお、ジャパンディスプレイの再就職支援は年明け以降も引き続き継続されることを
けを、引き続き行うこと。	同社に確認している。

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
②ひよこカンパニー	ひよこカンパニーについては、企業立地事業補助金の交付決定に当たって労働条件通
ひよこカンパニーは、求人広告と違う雇用契約を労働者に強いてお	知書等の書類確認及び現地調査を行い、雇用要件の達成が適正であることを確認して支
り、またすでに働いている。労働者に対しても、労働契約書の書き換え	払っている。
を要求し、何人もの労働者が離職している。労働契約は、あくまで個人	個々の労働契約の内容に関して直接調査・指導する権限を有しているのは労働基準監
と企業との契約ではあるが、求人広告と違う労働契約を、立場が弱い労	督署及び労働局であるため、ご指摘の内容については当該官庁にお伝えする。
働者に迫ることは、企業としてのモラルが問われる。企業立地補助金を	
受け取っている企業であり、県としても、調査、指導をすること。	